

個人情報取扱特記事項

奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）第 11 条第 1 項及び奈良市個人情報保護条例施行規則（平成 21 年奈良市規則第 79 号）第 3 条の規定に基づき、個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。
- 2 避難行動要支援者の避難支援等の実施において、個人情報を取り扱うときには、個人情報の漏えい等の防止に努めること。
- 3 避難行動要支援者の避難支援等の活動において知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 やむを得ず名簿を複製しなければならない場合は、必要最小限にとどめるものとし、複製に当たっては、複製記録簿に記録すること。
- 5 この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに危機管理課に報告しなければならない。
- 6 更新などにより保有する必要のなくなった避難行動要支援者名簿を速やかに危機管理課に返還すること。